



救急救命士の運用を開始します

留寿都村で救急車を要請した場合、近隣の救急車が駆けつけます。そのうち9割以上出動している喜茂別救急隊が平成28年1月1日より救急救命士が搭乗した活動を行います。

これにより、一人でも多くの救える命を救うことができるようになります。

救急隊の資格の中に「救急隊員」と「救急救命士」があり、それぞれ認められている処置の内容が異なります。

救急隊員は、意識や呼吸状態、心音の確認や、心電図の測定等の「観察」そして、人工呼吸、酸素吸入、骨折時の固定等「応急処置」です。

これに加え、救急救命士には、次のような「救命処置」が認められます。

救急救命士が心肺機能停止者に対し認められている「救命処置」

1. 口やのど元にチューブを入れ酸素を肺に直接送る。
2. 静脈に点滴処置を行う。
3. 心電図波形を判断し心臓に電氣的刺激を与え正常なリズムにもどす。

問い合わせ先



羊蹄山ろく消防組合消防署
留寿都支署 機械係
TEL 0136-46-3304

